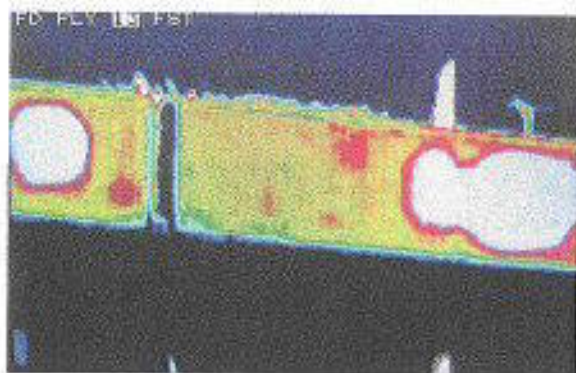




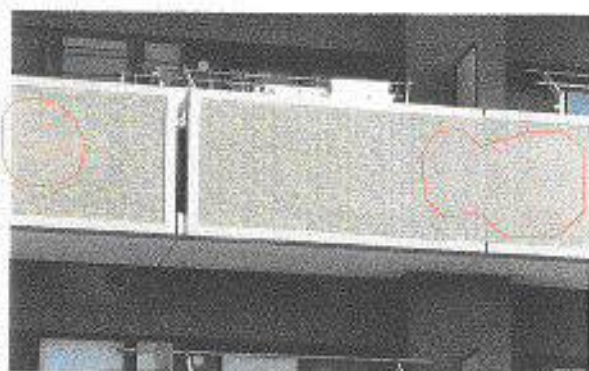
特殊建築物等 定期調査業務基準 (2008年改訂版)

監修 国土交通省住宅局建築指導課
財団法人 日本建築防災協会

○：タイルの浮きが顕著な部分



赤外線画像



可視画像

(写真提供：(株)新潟エデット)

・落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分

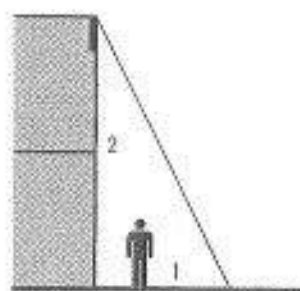
平成元年11月21日に北九州市で発生した外壁タイル落下事故を受けて、建設省住宅局建築指導課長より特定行政庁建築主務部長宛に「既存建築物における外壁タイル等の落下防止について」が通知された。その後、建設省建築技術審査委員会外壁タイル等落下物対策専門委員会が設置され、「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」が策定された。

これによれば、「災害危険度」の大きい壁面として以下のように定められている。

当該壁面の前面かつ当該壁面高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定または多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有するもの。

但し、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨増等の強固な落下物防御施設（屋根、庇等）が設置され、または撤込み等により、影響角が完全にさえぎられ、災害の危険がないと判断される部分を除くものとする。

抑制物なし



人が常時往来

・別途歩行者等の安全を確保するための対策

バリケード、なわ張り、落下物防護ネット張り、落下物防護棚がある。

バリケードの設置やなわ張りは、あくまでも緊急対策として一時的に取られる措置であり、剥落物が直接落下すると予想される範囲を囲う位置に設置する。この措置は剥落物により直接的な被害を防止する効果しか期待できないので、資材等の準備が整い次第、防護ネット張りあるいは落下物防護棚を取り付け、剥落物による直接的または跳ね返り飛散などによって生ずる間接的な被害を防止する。